

「電気用品の技術基準の解説」(第15版)の正誤表

2020年11月16日

ページ・条項番号など	誤	正	備考
478 ページ 別表第八 1 共通の事項 (2) 構造 ケ項 (解釈本文)	・・・(前略)・・・ 等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異常が生じないこと。 及びそれらの保護カバーであって、表面積が4cm ² 以下であり、かつ、器体の外郭の表面から10mm以上突出していないものにあつては、この限りでない。	・・・(前略)・・・ 等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異常が生じないこと。 <u>ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであつて、表面積が4cm²以下であり、かつ、器体の外郭の表面から10mm以上突出していないものにあつては、この限りでない。</u>	解釈の記載漏れ、欠落文言挿入
512 ページ 別表第八 1 (4) 消費電力等の許容差 (解説) 3. (2)	3. イ項において、 (1) (省略) (2) 「 <u>機能上不確実に</u> 電力を消費するもの」とは、(中略)・・・ 定格電流に対し25%を超えるものをいう。	3. イ項において、 (1) (省略) (2) 「 <u>機能上不確定に</u> 電力を消費するもの」とは、(中略)・・・ 定格電流に対し25%を超えるものをいう。	別表第八の当該部分の表現に修正する。 ※機能上不確実 ⇒ 機能上不確定
881 ページ 別表第十 第2章 高周波利用機器 2 供試器の負荷条件等 2.2 (9) (ハ) (解釈本文)	(9) 電磁誘導加熱応用複写機 (ハ) 原稿は <u>日本工業規格 JIS X 6933 (2003)</u> に定められる No.2 のテストチャートとする。	(9) 電磁誘導加熱応用複写機 (ハ) 原稿は <u>日本産業規格 JIS X 6933 (2003)</u> に定められる No.2 のテストチャートとする。	工業標準化法から産業標準化法への改正に伴う名称変更 ※日本工業規格 ⇒ 日本産業規格
919 ページ 別表第十 第4章 デジタル技術応用機器 5 供試器の動作状態 5.2 (1) (解釈本文)	5.2 負荷条件及び動作条件の個別事項 (1)複写機 待機状態及び連続複写状態とする。連続複写状態では、複写用紙の走行なしで、同時に動作できるものを全て動作させる。 原稿は <u>日本工業規格 JIS B 9523(1987)</u> に定められる A4 サイズのテストチャートとする。	5.2 負荷条件及び動作条件の個別事項 (1)複写機 待機状態及び連続複写状態とする。連続複写状態では、複写用紙の走行なしで、同時に動作できるものを全て動作させる。 原稿は <u>日本産業規格 JIS B 9523(1987)</u> に定められる A4 サイズのテストチャートとする。	工業標準化法から産業標準化法への改正に伴う名称変更 ※日本工業規格 ⇒ 日本産業規格